

国民年金保険料の 納付が困難な方へ



**保険料免除・納付猶予
学生納付特例制度があります**

国民年金の保険料は、定額で納付して頂くのが原則ですが、経済的な理由などにより納付が困難な方には保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度があります。

国民年金の保険料を未納にしておくと・・・

日本年金機構により、本人・配偶者・世帯主の財産が差し押さえられる場合があるほか、将来の老齢年金だけでなく、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに『障害年金』や『遺族年金』を受け取れなくなる場合があります。※

そのような状況を防ぐため、保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度があり、免除期間は保険料を納付していなくても（一部免除の場合は一部納付が必要）未納期間とはなりません。※申請しても前年または前々年所得によって該当にならない場合があります。

※ 障害年金・遺族年金には納付要件があり、障害年金は障がいの原因となる病気で初めて医療機関を受診した初診日の前日、遺族年金は死亡日の前日時点での保険料納付状況で審査されるため、病気が見つかった後や、亡くなってから過去の未納分を納めたり、免除申請しても納めていないと判断されます。

全額・一部(3/4・半額・1/4)免除制度

7月～翌6月を一つの年度とし、『本人・配偶者・世帯主』の前年(1月～6月は前々年)所得が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部免除になります。

※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと未納期間となります。

納付猶予制度(50歳未満の方に限る)

7月～翌6月を一つの年度とし、『本人・配偶者』の前年(1月～6月は前々年)所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。(猶予された保険料の納付は強制ではありません。)

※世帯主の方に一定の所得がある場合に利用できます。

学生納付特例制度

4月～翌3月を一つの年度とし、『本人』の前年(1月～3月は前々年)所得が一定額以下の場合に、保険料が免除されます。

※学生は全額・一部免除制度や納付猶予制度を利用することはできません。

※学生納付特例制度を利用できない学校に在籍されている場合に限り、免除・納付猶予制度を利用することができます。

過去2年前までさかのぼって申請できます

過去2年(申請月の2年1ヶ月前)以内の未納期間について申請ができます。

※令和8年7月に申請できるのは令和6年6月～令和9年6月分(学生納付特例は令和9年3月分)までです。

※本来の国民年金保険料の納付期限は対象月の翌月末のため、翌月末以降に免除申請した場合は遡及して免除等が承認されますが、申請するまでの期間は一時的に未納期間となります。

失業者の特例制度

自己都合・会社都合などの理由に関わらず、失業されている方は離職日の翌日を基準日として、前月分から翌々年6月分までの期間分の免除申請に限り、その方の前年または前々年の所得をなしとして審査を受けることができるため、前年または前々年所得が高い方でも免除が承認される場合があります。

※失業者の特例制度を利用される場合は、離職票や雇用保険受給資格者証などの雇用保険資格の喪失を確認できる書類が必要になります。(公務員の方は退職辞令)

申請に必要なもの(郵送での申請、または電子申請ができます)

- ・ 身分を証明できるもの ※免許証等の写真入りのものは1点・保険証等の写真のないものは2点
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(学生納付特例申請書) ※市役所窓口にあります
- ・ マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの
- ・ 失業を確認できるものの写し ※離職票など(失業者の特例制度を利用される場合に限る)

※住民票上別世帯のご家族が来庁される場合は委任状が必要です。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書(学生納付特例申請書)は日本年金機構のHPからダウンロードでき、郵送での申請も可能です。また、「マイナポータル」に登録することで電子申請が可能となります。(詳細は裏面へ)

納付額および年金受給額への反映割合

種類 内容	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予	学生特例
納付額(月額)	0円	4,480円	8,960円	13,440円	0円	0円
老齢・障害・遺族年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる※	含まれる※	含まれる※	含まれる	含まれる
老齢基礎年金の受給額に…	反映される	反映される※	反映される※	反映される※	反映されない	反映されない
反映割合	1/2	5/8	3/4	7/8		

※ 一部免除については、減額された保険料を納めないと未納期間になりますのでご注意ください。
(未納期間は、受給資格期間に含まれず、受給額にも反映されません。)

免除を受けると将来の年金額は減るけど、未納期間にはならないんだ。



追納制度(お申込み先:年金事務所/郵送での申請ができます)

免除・猶予等を受けると将来の老齢年金の受給額が減額されますが、対象年度から10年以内であれば、免除された保険料を納めることができます。(強制ではありません。)

ただし、承認を受けた期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合、当時の免除・猶予等を受けた保険料に一定の加算金が発生します。

※令和8年7月分は令和11年4月以降に納付する場合に加算金が発生します。

※追納申込書は日本年金機構のHPからダウンロードでき、郵送での申請もできます。

※「ねんきんネット」に登録することで追納できる月数・金額についても確認できます。



余裕があるときに、後払いができるよ。

スマートフォンで24時間いつでも 保険料免除・納付猶予、学生納付特例の 電子申請ができます

マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル」に登録することで24時間いつでも、保険料免除・納付猶予、学生納付特例の電子申請ができます。

電子申請はマイナポータルから

- ① マイナポータルのトップページ「おかね」から「年金」を選択
- ② 手順1で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択
- ③ 手順2、手順3を選択し、「この条件で検索」、「手続きに進む」を選択
- ④ マイナンバーカードのパスワード（券面事項入力補助用パスワード）を入力し、カードの読み取りを開始
- ⑤ 画面の案内に従い、申請に必要な内容の入力・選択等を行う
※失業者の特例制度を利用する場合は、失業年月日の入力や離職票等の確認書類を選択
- ⑥ 個人情報の取扱い等を確認し、「同意する」、「申請する」を選択し、送信

審査結果も確認できます

申請後の状況や審査結果は、マイナポータルの申請状況照会ページで確認できます。

マイナポータルのアカウント設定でメール通知を希望している方には、マイナポータルに審査結果が届くとメールでお知らせが送信されます。

手続き・問い合わせ先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市環境市民部市民課国民年金担当
電話：0133-72-3122（直通）

〒061-3601 石狩市厚田45番地5
石狩市厚田支所市民福祉課
電話：0133-78-2886

〒061-3101 石狩市浜益2-3
石狩市浜益支所市民福祉課
電話：0133-79-2112

追納制度については

〒001-8585 札幌市北区北24条西6丁目2-12
札幌北年金事務所 国民年金課
電話：011-717-4115

※基礎年金番号またはマイナンバーのわかるものをご用意してから電話をしてください。

